

商店街街路灯へ添架する広告旗の許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街街路灯へ添架する広告旗（以下「広告旗」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において広告旗とは、屋外広告物条例施行規則別表第2（第11条関係）の商店街組合等の街灯柱を利用する広告物のうち、つり下げて表示する旗又はこれに類するものとする。

(ガイドライン等)

第3条 市長は、広告旗が公共空間を使用した特殊な広告媒体であるため、景観との調和や識別性、交通安全の確保及び市民への対応の観点から、商店街街路灯へ添架する広告旗表示ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 その他広告旗に対する取り扱いについては、平成20年3月25日付け国道利第22～25号国土交通省道路局路政課長通知（以下「通知」という。）によるものとする。

(広告主等の責務)

第4条 広告主又は広告代理店等で広告旗の掲出を商店街等に依頼しようとする者は、ガイドライン及び通知を遵守するものとする。

(商店街等の責務)

第5条 商店街等で広告旗を掲出しようとする者は、ガイドライン及び通知を遵守するとともに、これに基づく自主審査基準を策定するものとする。

2 商店街等は、ガイドラインに基づき、自主審査委員会を設置するものとする。

(許可申請)

第6条 商店街等で広告旗の許可申請を行う者は、商店街街路灯へ添架する広告旗表示自主審査結果報告書（別記様式）を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式)

商店街街路灯へ添架する広告旗表示自主審査結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所.....
広告物設置者
氏名.....

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

商店街街路灯へ添架する広告旗の許可に関する要綱に基づき、次のとおり報告します。

| 広告物設置者 | 住所 | 広告主 | 住所 |
|--------|-----------------------------|-----|----|
| | 氏名 (担当者名) | | 氏名 |
| | 表示面積 m ² | | 業種 |
| 設置箇所 | | | |
| 広告内容 | | | |
| 図案説明 | 全体(*デザインの概要等) | | |
| | 景観との調和 (*「地」と「図」等) | | |

| | |
|------|--------|
| | 別紙のとおり |
| 審査基準 | 別紙のとおり |
| 審査委員 | |
| 備考 | |